

薬学系人材養成の在り方に関する検討会 運営規則

1. 薬学系人材養成の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の議事手続きその他の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。
2. 検討会には、座長及び副座長を置く。
3. 検討会は、座長が招集し、議長となる。
4. 検討会には、必要に応じ、小委員会を設置して検討を行うことができるものとする。
5. 小委員会の委員は、検討会の座長が指名するもので構成する。その際、座長は、小委員会の委員の中から主査を選任する。
6. 小委員会の会議は、小委員会の主査が招集し、議長となる。
7. 検討会及び小委員会には、必要に応じ、関係者からの意見等を聴くことができるものとする。
8. この規則に定めるもののほか、検討会及び小委員会の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。